

海上コンテナ積輸入植物検疫要領（昭和47年 8 月24日付け47農政第4502号農政局長通知）一部改正新旧対照表

下線部は改正箇所

新	旧
第 1 （略） <u>（適用除外）</u> <u>第 2 コンテナによって海上輸送される木材こん包材（植物をこん包した状態で輸送されるものを除く。）の検疫にあたっては、この要領の規定にかかわらず、「輸入木材こん包材取扱要領」（平成19年3月28日付け18消安第13785号消費・安全局長通知）の規定によるものとする。</u> （以下番号繰り下げ） <u>第 3 ～ 第 9 （略）</u>	第 1 （略） （新設） <u>第 2 ～ 第 8 （略）</u>